

教 生 第 2 8 6 号
平成26年 3月12日

各 県 立 学 校 長 殿

教 育 長

個人別生活カードの本運用について(通知)

平成25年11月18日付け教生第198号で通知したとおり、県教育委員会は「県立学校における個人別生活カードの運用に関する要綱」を定め、平成26年4月1日より施行することとしています。

各校においては、これまでの試行的な運用の成果や課題を踏まえ、個人別生活カードの効果的な運用を進めることにより、教職員間や保護者等との連携をより有効なものとし、いじめの防止や早期発見など生徒指導のさらなる充実を図っていただくようお願いいたします。

なお、いじめ防止対策推進法第23条第2項に基づく報告の対象となるすべての事案について、個人別生活カードに指導等の内容を記録しておくよう申し添えます。

- 添付文書
- ・ 県立学校における個人別生活カードの運用に関する要綱（写）
 - ・ 個人別生活カードの運用に関する手引き
 - ・ 「個人別生活カードの運用開始に向けた予備調査」集約
 - ・ 個人別生活カードに係る開示請求等への対応について

(本件連絡先)

生徒指導第二係

TEL 0744-32-9505 FAX 0744-32-9506

E-mail seitoshidou@office.pref.nara.lg.jp